

船小屋病院通所リハビリテーション及び

介護予防通所リハビリテーション利用約款（重要事項説明書）

（約款の目的）

第1条 船小屋病院（以下「当院」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下単に「通所リハビリテーション等」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当院に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が船小屋病院通所リハビリテーション等利用同意書を当院に提出後から効力を有することとします。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し通所リハビリテーション等を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上施設に対して負担する一切の債務を極度額20万円の範囲内で、利用者と共に連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当院は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当院、当院の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当院は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当院は身元引受人に対し、当院に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当院に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション等利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当院及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション等実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当院にお支払いいただきます。

(当院からの解除)

- 第5条 当院は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション等サービスの利用を解除・終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において、自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず、30日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当院での適切な通所リハビリテーション等サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当院、当院の職員又は他の利所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当院が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当院に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション等サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当院は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当院は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当院に対し、当該合計額をその翌月の末日までに支払うものとします。
- 3 当院は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当院は、利用者の通所リハビリテーション等サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当院は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当院は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当院が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当院が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当院が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当院は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当院が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当院は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当院の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当院とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携。
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当院は、利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当院は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当院は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機

関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当院は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当院の提供する通所リハビリテーション等に対する要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーション等の提供に伴って、当院の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当院は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当院が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当院に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当院が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

船小屋病院のご案内
(令和2年4月1日現在)

1. 病院の概要

(1) 病院の名称等

- ・ 病院名 医療法人幸明会 船小屋病院
- ・ 開設年月日 昭和31年1月
- ・ 所在地 福岡県みやま市瀬高町長田1604
- ・ 電話番号 0944-62-4161 ・ FAX 番号 0944-62-4163
- ・ 管理者名 理事長 三根 浩一郎
- ・ 医療機関指定番号 (4219135号)

(2) 船小屋病院の目的と運営方針

船小屋病院では、精神医療や福祉制度の構造変革の中で地域医療と患者さまの人権尊重を中心テーマとして掲げ“奉仕の精神をもって患者さまの医療及び福祉に取り組み、地域と共に心のかよう医療を目指します”という法人理念のもと、地域住民の皆様との信頼関係に基づき「地域に根ざした医療」、「在宅生活の支援」、全従業員の「生涯研修」、医の倫理に基づく合理性と適切性を重んじた法人の「管理と運営」を基本方針とし、より良い医療を提供することを目的としています。

(3) 病院の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間
・ 医 師	6名	20名	1名
・ 看護職員	101名	5名	9名
・ 薬剤師	3名		
・ 介護職員	32名	3名	2名
・ 精神保健福祉士	7名		
・ 理学療法士	1名		
・ 作業療法士	11名		
・ 検査技師	2名		
・ 管理栄養士	2名		
・ 介護支援専門員	2名		
・ 事務職員	11名		1名
・ その他	41名		

(4) 診療科目

精神科・心療内科・神経内科・呼吸器内科・内科・リハビリテーション科

(5) 許可病床数 精神病床 278床

(6) 在宅生活の支援

船小屋病院では、患者様が整った環境で在宅生活が送れるよう、医療サービスだけでなく介護サービスや障がい福祉サービスなどの関連施設とも連携を行っています。

- ・精神科デイケア・ショートケア みのり
- ・重度認知症デイケア さくら
- ・通所リハビリテーション すみれ

(7) 関連施設

- ・介護老人保健施設 寿苑
- ・船小屋病院ケアプランサービス
- ・グループホーム ほたる
- ・障がい者相談支援事務所 アシスト
- ・船小屋病院訪問看護ステーション ほたる
- ・住宅型有料老人ホーム 菜の花
- ・障がい者就労支援事務所 アシスト
- ・寿苑訪問リハビリテーション ほたる
- ・陽だまり歯科クリニック

2. 入院について

- ① 精神科での入院は精神保健福祉法により以下の入院形態があります
任意入院・医療保護入院・措置入院
- ② 入院療養計画及び退院療養計画
- ③ 看護計画
- ④ 栄養管理計画・嚥下機能評価・栄養モニタリング
- ⑤ 褥瘡対策に関する診療計画
- ⑥ 転倒アセスメント
- ⑦ 食事（朝食 8時～、昼食 12時～、夕食 18時～）
- ⑧ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する患者さまには特別浴槽で対応します。患者さまは、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑨ 作業療法
- ⑩ 運動器リハビリテーション
- ⑪ 退院時支援
- ⑫ 理美容サービス（原則月2回実施します。）

3. 協力医療機関等

当院では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、患者さまの状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 筑後市立病院
 - 住 所 筑後市大字和泉917-1
 - ・ 名 称 公立八女総合病院
 - 住 所 八女市高塚540-2
 - ・ 名 称 ヨコクラ病院
 - 住 所 みやま市高田町濃施480-2
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 陽だまり歯科クリニック
 - 住 所 みやま市瀬高町坂田91-9

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 病院利用に当たっての留意事項

- ・全ての物品に氏名をご記入ください。
- ・危険物（ナイフ・はさみ・ライター・マッチ・爪切り・割れ物等）の持ち込みは禁止となっております。そのため荷物はチェックさせていただきますので、ご了承ください。
- ・貴重品や現金・入院生活において害を与える恐れのある物（酒類・薬品類）の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・管理上、入院中の車両持ち込みはご遠慮ください。
- ・電話は、公衆電話にてテレホンカードを利用して下さい。
（病棟によっては10円硬貨を使用し、ナースステーションで管理致します。）
- ・当院売店にて生活用品類、菓子・飲み物等の購入ができます。
- ・夏、冬の衣類の入れ替えはご家族でお願い致します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常出口
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当院では、多くの方に安心して入院生活を送っていただくために、患者さまの「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域
みやま市、筑後市、柳川市、大牟田市

8. 要望及び苦情等の相談

当院には支援相談の専門員として精神保健福祉士が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0944-62-4161）

要望や苦情などは、担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、「ご意見箱」をご利用いただき、当院に直接お申し出いただくこともできます。

また、以下についても苦情等の相談をすることができます。

《みやま市》

介護支援課 介護保険係 0944-64-1555

《筑後市》

市民生活部 高齢者支援課 介護保険担当 0942-53-4115

《大牟田市》

保健福祉部 福祉支援室福祉課 介護保険担当 0944-41-2683

《福岡県介護保険広域連合》

柳川・大木・広川支部 0944-75-6301

《福岡県国民保健団体連合会》

担当部署：介護保険課 苦情相談窓口 092-642-7859

9. その他

当院についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについて
(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション等についての概要

通所リハビリテーション等については、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、介護管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたって利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

○ 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。)

【1割負担】

(1回につき)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間未満	369円	398円	429円	459円	491円
2～3時間未満	383円	439円	498円	555円	612円
3～4時間未満	486円	565円	643円	743円	842円
4～5時間未満	553円	642円	730円	844円	957円
5～6時間未満	622円	738円	852円	987円	1,120円
6～7時間未満	715円	850円	981円	1,137円	1,290円
7～8時間未満	762円	903円	1,046円	1,215円	1,379円

【2割負担】

(1回につき)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間未満	724円	796円	858円	918円	982円
2～3時間未満	766円	878円	996円	1,110円	1,224円
3～4時間未満	972円	1,130円	1,286円	1,486円	1,684円
4～5時間未満	1,106円	1,284円	1,460円	1,688円	1,914円
5～6時間未満	1,244円	1,476円	1,704円	1,974円	2,240円
6～7時間未満	1,430円	1,700円	1,962円	2,274円	2,580円
7～8時間未満	1,524円	1,806円	2,092円	2,430円	2,758円

【3割負担】

(1回につき)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間未満	1,107円	1,194円	1,287円	1,377円	1,473円
2～3時間未満	1,149円	1,317円	1,494円	1,655円	1,836円
3～4時間未満	1,458円	1,695円	1,929円	2,229円	2,526円
4～5時間未満	1,659円	1,926円	2,190円	2,532円	2,871円
5～6時間未満	1,866円	2,214円	2,556円	2,961円	3,360円
6～7時間未満	2,145円	2,550円	2,943円	3,411円	3,870円
7～8時間未満	2,286円	2,709円	3,138円	3,645円	4,137円

通所リハ延長加算	1割	2割	3割
8時間以上9時間未満	50円	100円	150円
9時間以上10時間未満	100円	200円	300円
10時間以上11時間未満	150円	300円	450円
11時間以上12時間未満	200円	400円	600円
12時間以上13時間未満	250円	500円	750円
13時間以上14時間未満	300円	600円	900円
通所リハ理学療法士等体制強化加算(1日につき)	30円	60円	90円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1回につき)	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1回につき)	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1回につき)	6円	12円	18円
リハビリテーションマネジメント加算 イ (開始から6月以内/月)	560円	1,120円	1,680円
リハビリテーションマネジメント加算 イ (開始から6月超/月)	240円	480円	720円
リハビリテーションマネジメント加算 ロ (開始から6月以内/月)	593円	1,186円	1,779円
リハビリテーションマネジメント加算 ロ (開始から6月超/月)	273円	546円	819円
リハビリテーションマネジメント加算 ハ (開始から6月以内/月)	793円	1,586円	2,379円
リハビリテーションマネジメント加算 ハ (開始から6月超/月)	473円	946円	1,419円
事業所の医師が利用者等に説明し同意を得た場合	270円	540円	810円
栄養アセスメント加算(1月につき)	50円	100円	150円
栄養改善加算(2回/月)	200円	400円	600円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円	40円	60円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円	10円	15円
若年性認知症利用者受入加算(1日につき)	60円	120円	180円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)/日	240円	480円	720円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)/月	1,920円	3,840円	5,760円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円	220円	330円
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内/月)	1,250円	2,500円	3,750円
退院時共同指導加算(退院時1回)	600円	1,200円	1,800円

口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円	300円	450円
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	155円	310円	465円
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	160円	320円	480円
重症療養加算	100円	200円	300円
中重度者ケア体制加算	20円	40円	60円
移行支援加算/日	12円	24円	36円
入浴介助加算（Ⅰ）	40円	80円	120円
入浴介助加算（Ⅱ）	60円	120円	180円
リハビリテーション提供体制加算 3時間以上4時間未満	12円	24円	36円
リハビリテーション提供体制加算 4時間以上5時間未満	16円	32円	48円
リハビリテーション提供体制加算 5時間以上6時間未満	20円	40円	60円
リハビリテーション提供体制加算 6時間以上7時間未満	24円	48円	72円
リハビリテーション提供体制加算 7時間以上	28円	56円	84円
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の83/1,000		
事業所が送迎を行わない場合(片道)	-47円		
通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者に行った場合	0円		

※実施した場合のみ、上記加算が算定されます。

○介護予防通所リハビリテーションの基本料金

1割負担（1月につき）

要介護度区分	利用者負担額
要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

2割負担（1月につき）

要介護度区分	利用者負担額
要支援1	4,536円
要支援2	8,456円

3割負担（1月につき）

要介護度区分	利用者負担額
要支援1	6,804円
要支援2	12,684円

※利用開始月から12月超の利用の場合、1月あたり以下の利用料を減算

要支援1 120円

要支援2 240円

	1割	2割	3割
サービス提供体制化加算（1月につき）			
要支援1	72円	144円	216円
要支援2	144円	288円	432円
生活行為向上リハビリテーション実施加算 （開始日から6月以内/月）	562円	1,124円	1,686円
栄養アセスメント加算（1月につき）	50円	100円	150円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1 回を限度）	20円	40円	60円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1 回を限度）	5円	10円	15円
若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240円	480円	720円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円	300円	450円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円	320円	480円
一体的サービス提供加算（1月につき）	480円	960円	1,440円
退院時共同指導加算（退院時1回）	600円	1,200円	1,800円
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の83/1,000		

※実施した場合のみ、上記加算が算定されます。

(2) その他の料金

①食費 昼食 540円

②日用品代 100円 (石鹸、シャンプー、ティッシュ等)
おむつ代 実費

③その他 (利用者の選定する特別な食事の費用等)

(3) 支払い方法

- ・毎月末日までに、前月分の利用料をお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、利用者及び身元引受人等により直接当施設にお支払いください。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和2年4月1日現在)

船小屋病院では、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【当院における個人情報の利用目的】

医療提供

- ・当院での医療サービスの提供
- ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者さまの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ご家族様等への病状説明
- ・その他、患者さまへの医療提供に関する利用

診療費請求のための事務

- ・当院での医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、医療・介護・労災保険、及び公費負担医療に関する診療費請求の為の利用

当院の管理運営業務

- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・当該患者さまの医療サービスの向上
- ・入退院等の病棟管理
- ・その他、当院の管理運営業務に関する利用

【上記以外の利用目的】

- ・企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- ・医師賠償責任保険などに係わる、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当院内において行われる医療実習への協力
- ・医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- ・外部監査機関への情報提供

船小屋病院通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション利用同意書

船小屋病院の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを利用するにあたり、船小屋病院の通所リハビリテーション等利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

<利用者の身元引受人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

医療法人幸明会 船小屋病院
理事長 三根 浩一郎 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	